

事務連絡
令和8年2月26日

各都府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

民間請負契約約款の利用促進リーフレットの作成について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、建設工事の請負契約については、建設業法において発注者と受注者が対等な立場で契約を締結するものとされており、これを受け、受注者に過度な義務や負担を課す片務的な内容による契約が行われないう、国土交通省の定める「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、民間請負契約約款※に沿った内容の契約書により契約を締結することが基本とされています。

しかしながら、国土交通省が昨年公表した調査結果では、民間請負契約約款によらない独自の契約書が使用されている割合が、発注者で約52.9%、受注者で約23.9%となっており、民間請負契約約款が十分活用されていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省と建設業関係団体が共同して、民間請負契約約款の利用促進について、民間事業者・施主の皆様にご理解、ご協力をいただくためのリーフレットを作成し、今後、様々な場面で活用して、民間事業者や施主の皆様のご理解、ご協力を求めていくことといたしました。

なお、本リーフレットは全国建設業協会のホームページからダウンロードすることが可能です。表面には、民間請負契約約款の意義等を「ポイント」として簡潔に記載するとともに、裏面には、改正建設業法の全面施行等を受けて昨年12月に行われた民間請負契約約款の改正の概要をわかりやすく整理しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に対し本リーフレットについて周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 民間請負契約約款：中央建設業審議会が作成した民間建設工事標準契約約款又はこれに沿った標準的な約款（民間（七会）連合協定工事請負契約約款等）

【リーフレット入手先】

全国建設業協会 HP 内 : <https://www.zenken-net.or.jp/news/260225/>

【添付資料】

別添1_民間約款利用促進リーフレット

別添2_業界紙記事

以 上

(担当) 事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp